

令和4年度 博士論文（要約）

矯正教育におけるナラティブ実践の機能に関する教育学的研究
——過剰な権力を棄却する自律的な主体変容に向けて——

A Pedagogical Study of the Function of Narrative Practice
in Correctional Education
: Aiming for an Autonomous Transformation of the Subject
that Rejects Excessive Power

日本大学文理学部人文科学研究所
研究員
仲野 由佳理

序章

戦後の教育改革は、系統主義と経験主義の間で揺れ動きながらも、自ら主体的に目標設定を行う、目標に基づき責任ある行動をとる力を身につけるなど、いわば「自律性の涵養」を目指して行われてきた。その一方、高度経済成長を背景として、「教育」は経済発展を支える労働力を育成・提供するものとして社会的地位を得たはずだったが、経験主義に傾倒するあまり生じた学力低下問題や校内暴力・いじめの社会問題化、1980年代から90年代にかけての教育の暴力性や支配性を暴露した反教育学のうねりの中で、教育に対する不信が指摘されるようになった。

教育学においても、19世紀以降の児童中心主義教育に対する国際的な関心の高まりが、戦後の教育改革や教育実践に影響を与えていたが、児童中心主義教育も行き過ぎれば「放置・放任」であり、教育現場を混乱に陥れる。系統主義と経験主義、教師中心主義と児童中心主義という対極にある二つの立場は、どちらもそれぞれに問題をはらんでいるが、広田（2009）が指摘するのは「自由と強制のバランスや程度」である。子どもの自由の制約と引き換えに行われる公教育は、将来的な自律性や自由の獲得に意味あるものかどうか問われているというわけだ。1990年代以降の少年犯罪の凶悪化を巡って、教育は再び「問題解決の位置形式」として再評価されつつあるが、教育に内在的な暴力性・支配性・権力性を所与のものとした上で、戦後一貫して目指してきた自律的な主体形成はいかにして可能となるのか。

そこで本研究は「教育の権力性を前提としつつ、（過剰な権力・管理教育を棄却できるような）自律的な主体形成はいかにして可能となるのか」を、司法権力と教育という権力的な営みが交差する地点で実践化された「矯正教育」から明らかにする。本研究が対象とする矯正教育は、少年司法の手続きに組み込まれた教育機関で実践される教育である。司法権力や教育の権力性を自覚しつつ、未成年者に対する人権上の配慮から過剰な権力に対する十分な注意のもと、少年自身の能動的かつ主体的な変容を引き出すことを重視する。教育の権力性を前提としつつ、過剰な権力・管理教育を棄却できるような自律的な主体形成はいかにして可能となるのかを明らかにする本研究の対象には矯正教育が最も適している。調査は、法務省矯正局および「矯正施設における教育研究会」および「少年の社会復帰に関する研究会」の協力のもと、A男子少年院・B女子少年院・C女子少年院でSSTの実践場面の参与観察および指導者・受講者（在院少年）へのインタビュー調査、D女子少年院では創作オペレッタという音楽劇の参加少年への継続的なインタビュー調査、指導者へのインタビュー、過去の音楽劇の映像および脚本等の資料収集、自由記述式のアンケートを実施した。全ての調査は、JSPS 科研費 18653083、24330239、21530807、15K04375、15J40053 の助成を受けたものである。

第1章 矯正教育における「教育」の含意

第1章は、司法領域における教育の源流となる戦前の「監獄での教育」に着目し、司法領域における教育主義が諸外国の少年司法制度及び矯正思想を参照することで、形作られてきた。特に、成人から「少年」の存在を明確に区分することで、少年という存在の持つ教育可能性や可塑性を重視してきたこと、未成年である「少年」と保護者の有する懲戒権の関係、その代替機関としての矯正施設の役割について明らかにした。さらに、感化院における感化教育を参照しながら発展した懲治場における教育の目指したものと、公教育としての制度化に向けた流れを確認し、司法領域に位置づく司法の施設でありながらも「教育の場所」として監獄的雰囲気除去を目指すなど、学校という枠組みを参考とした様々な試行錯誤が行われてきたことを明らかにした。そこでの「教育」は、学校教育とは異なり、社会防衛を目的とする「社会防衛的教育主義」に立脚し、その（社会防衛という）目的によって、強制的な入退院や生活上の権利の制限が許容されていることを明らかにした。

第2章 矯正教育理論における言語化実践の位置づけ

第2章は、戦後の増加する収容者への対応に苦慮する矯正教育が、少年院内の混乱・無秩序状態の解消・緩和を意図して、学校教育における生活指導実践の知見（集団主義教育）を取り込み、沈静化を目指していった過程を整理した。この混乱期は、結果として少年院の教育が、学校教育の知見に基づき再構成される契機となった。しかし、神奈川少年院「八寮」の実践記録に代表されるように、五月雨式の入退院（学級を編成できない）、在院生同士の交流を制限するといった少年院の特性によって、学校教育と同様の効果を得ることは叶わなかった。ところが、集団主義教育の成果は部分的に受容された。例えば、集会指導や役割活動と共に導入された生活綴り方指導は、少年の経験や感情の言語化、諸認識能力の発達が更生に前向きな影響を及ぼすという点で、その有用性が認識された。実務家の論考にも「ナラティブ」という言葉が参照されるなど、生活綴り方教育の成果が更生と「自己物語の語り直し」を関連づけるナラティブ実践の萌芽となったことがわかった。

第3章 矯正教育実践を読み解く手がかりとしての「ナラティブ」

第3章は、ナラティブ概念の系譜と来歴、矯正教育を解釈する枠組みとしての導入の経緯を説明した。「ナラティブ（物語：narrative）とは「語られたもの」と「語る行為」の両方を指して用いられるもので、前者が構成された物語の構造（構造分析）を重視するのに対し、後者が物語を構成するプロセスが持つ機能（機能分析）を重視するなど、多様な意味で用いられている。ナラティブ概念を用いた研究は20世紀初頭の言語論的展開以降、様々な領域に広がり、現在ではナラティブ（＝物語）を手がかりとして理論的・実践的なアプローチは「ナラティブ・アプローチ」（野口 2002）と総称される。

さて、矯正教育実践をナラティブという概念を用いて理解するには、矯正教育に伴う権力性を考慮しなければならない。マイケル・ホワイト (Michael White) は、ナラティブ・セラピーでは外在化療法で知られた実践家であるが、実践としてのナラティブには、言語を通じて語り手を支配する権力／構造を明らかにし、それら権力に対する服従を棄却するような対抗的／代替的な物語の創出を促す、そのような機能がセットされていると考えた。この観点から、刑事施設における教育を論じた **Prison Pedagogy** は、矯正施設における教育の役割が、資本・文化・自由を奪われた個人に対する知的エンパワーメントにあると主張した。だとすれば、少年院におけるナラティブ実践にも同様の機能が期待できる。この時、「矯正施設への入院」という強制的にもたらされる変化は、知的エンパワーメントを促進する、新たな言語資源やプロットを獲得するための人為的な仕掛け（環境の変化を活用する）という機能を有するものとして理解できることを示した。

第4章 矯正教育における「規範」

第4章は、少年院における SST の指導場面の分析から、矯正教育における「規範」を考察した。少年院では、将来的な行動変容を目指した語り直しの過程で、再非行につながる場面への対処法を学ぶが「本当のことを言わない」という行為をめぐって、少年と指導者に「葛藤」が生じる。それは、再非行リスクを下げるための目的合理的行為を選択するか、全人格的変容に関わる価値合理的行為を選択するかである。どちらの行為選択も犯罪や非行の抑止につながるが、犯罪や非行を促進する場合もある。矯正教育の目指す更生は、出院後の社会生活において達成されるため、行為選択の是非を事前にはできず、ここに葛藤が生じるのである。こうした行為選択をめぐる葛藤は、(1) 行為に伴う価値の忘却を回避するための「行為をめぐる価値の意識化」、(2) 自己の行為や選択に対する対話を前提とした「葛藤を保持し続けていく」ことによって、“矯正教育の「規範」”として更生のプロセスに位置づけられることを明らかにした。

第5章 ナラティブ実践における調停／調整

第4章で指摘した、更生という目指すべき目標に対して手段的な目的合理的行為、そして信念に対して自足的な価値合理的行為に類する語りは、いずれも更生の抑止及び促進に影響するという両義的なものである。それゆえに「葛藤」を生じさせるだけではなく、その肥大化によって更生に連続する物語化を困難にするリスクを伴う。第5章は、こうしたリスクに対する指導者の働きかけについて明らかにした。まず、SST の指導場面の分析から、指導に当たる教官の語りから、これら両義性が「理想と現実の乖離」をめぐり主題化されることを指摘した。この乖離による葛藤に対し、法務教官は葛藤を引き起こすく支配的なディスコースの影を探り、少年とともに〈代わりのディスコース〉の探求を試み

る様子が明らかになった。指導者の働きかけは、理想と現実の乖離をめぐる対立を対話的に解決することを目指したものであり、ナラティブ実践を「調停／調整的实践」として活用している可能性が示唆された。

第6章 物語生成における矯正教育の役割

第6章では、より積極的に更生／立ち直りを証明する足場となる物語（＜変容の物語＞）の創出に向けて、少年が獲得する教育的行為としての物語化の技法について検討した。創作オペレッタという全員参加型の教育プログラムに着目し、教育的行為としての物語化が“（矯正教育上）望ましい／望ましくない”というコードの制約を受けること、物語化の技法として①自己理解のための言語資源の獲得、②物語化を契機としたコラボレイティブな関係の構築、③社会への再統合に向けた「昇格儀式」的役割、の三つの技法を指摘した。この過程では、入院する以前の生活を通して獲得した価値観や行動様式の一部は、少年の新たな物語化を阻む支配的な言語資源・プロットとして棄却され、教育プログラムが提供する枠組みを活用した新たな＜変容の物語＞の創出が促される。このような権力の脱構築実践は、ナラティブ実践が持つ教育的機能（変容への主体化機能とナラティブ・コミュニティ化機能）によって促進されることが明らかになった。

第7章 更生保護施設における教育的介入のイデオロギー

第4章から第6章は「少年院」という特殊な空間における矯正教育実践に着目した。この空間におけるナラティブ実践には、矯正教育があくまでも「期間限定」の取り組みであるという弱点が内在する。特に、「社会復帰（＝出院）」という局面では、管理・強制から自由へと少年の言動を制限するものが急速に変化する。この変化が矯正教育の成果・効果に与える影響は甚大であるはずだ。そこで、少年院から社会生活への移行期における＜変容の物語＞を考察するために、少年院と社会の中間に位置する更生保護施設に着目した。

更生保護施設職員へのインタビュー調査の結果から、急激な環境変化に対する少年の揺らぎに対する更生保護施設職員の介入のイデオロギーとして、矯正教育との連続性や差異を活用して矯正教育における学びを強化する、管理と自由のバランスを段階的に調整することで、少年院生活（管理的で他律的な行動規範）から社会生活（自由で自律的な行動規範）へ向けて働きかけることが明らかになった。さらに、矯正教育の効果や影響が「変容の消去／変容の継続／変容の改訂／変容の付加」という4つの変化として現れる可能性を指摘した。

第8章 困難を契機とした＜変容の物語＞の再構成

第8章は、少年院以後の少年の＜変容の物語＞に生じる変化を、少年院を退院して更生

保護施設で生活を始めた少年へのインタビュー調査の分析から明らかにした。矯正教育を経由して構成された〈変容の物語〉は、①矯正教育によって高められた意欲が頓挫するときに揺らぎ、改訂への促進力となる、②揺らぎに対して少年の持つ力やスキルに着目した働きかけを行うことで施設職員は「認証的聴衆」となる、③外在化は問題を社会的文脈との関連において解釈することを可能とし、新たな〈変容の物語〉を構成する、④移行期に経験する「格下げ」は、新たな〈変容の物語〉の共有化によって、語り手の葛藤や苦悩を置き去りにすることなく「再格付けの儀式」を通して位置付けられることがわかった。また、一連の過程が「少年院から社会生活への移行時のみに生じる」という一過性のものではなく、少年をめぐる周囲の環境が変化し、少年が成長と共に様々な「揺らぎ」に直面するごとに繰り返し行われる循環的なものであることを明らかにした。

終章 自律的な主体への変容に向けたナラティブ実践

矯正教育で生じる権力性は「円滑な社会復帰のために変容を説明する〈変容の物語〉を獲得する」ために許容される。「望ましい／望ましくない」というコードの影響下にはあるものの、ナラティブ実践という形式は、少年自身の経験知を重視／尊重することによって強制性の程度を緩和する。この矯正教育で生じる権力性とは、〈変容の物語〉を創出・改訂するための急激な環境変化を引き起こす、社会から少年院、少年院から社会へという二地点において作動する「期間限定の環境を変える権力」と言い換えられる。さらに、新自由主義（新保守主義）的な教育改革により、市場原理と競争が教育現場を変えつつあるなか、こうした教育改革の動向とは距離をおいてきた矯正教育も、その影響が避けられないものとなっている。特に、リスクマネジメントを目指す認知行動療法の導入や、修学支援に顕著な保護者の経済的基盤による環境調整への影響（市場原理の持ち込み）には注意が必要である。

最後に、矯正教育に対する本研究の可能性として、ナラティブ矯正教育学の構想を提案する。矯正教育が伝統的に取り組んできた言語化をめぐる実践を「ナラティブ」概念を用いて体系化することで、施設内処遇と社会内処遇を通底する理論的基盤や問題意識を共有できるはずだ。その上で、今後の課題として、「物語の破綻／呼び戻し」と「矯正教育の失敗」の関係、流動的かつ循環的なナラティブ実践において「失敗」とは何を意味するのかを検討する必要がある。また、教育者かつ保安要員である法務教官の複雑な立場性がナラティブ実践に与える影響も無視できない。これらは引き続きの課題としたい。